

番号	質問項目	質問内容	回答
1	公募設置等指針 p16	構成団体が個人事業主の場合は、役員名簿や財務状況表の代わりに提出が必要な書類等がありますでしょうか。	個人事業主の場合、様式7による財務状況表のほか、直近3期分の所得税確定申告書の写し、収支決算書（損益計算書）、貸借対照表（青色申告書の場合）の3点を提出してください。 なお、p.16(2)公募への参加資格等ア応募者の資格の(ア)の記載の通り、個人事業主が構成者として認められるのは公募対象公園施設の設計者となる場合に限られます。
2	公募設置等指針 p11	公募対象公園施設に隣接する舗装箇所に、不特定多数の来園者が利用できる屋根のついた屋外空間を備えた場合、設置許可使用料の支払いは不要の認識で良いでしょうか？	当該施設が特定公園施設に位置づけられる施設である場合、公募対象公園施設に係る設置許可使用料の支払い対象とはなりません。特定公園施設に位置づけられる施設であるか、提出された公募設置等計画の内容にもとづき、協議を経て決定するものとなります。
3	公募設置等指針 p2	建築面積の緩和について、参照資料の『都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン』において「屋根付き広場等高い開放性を有する建築物は特例+10%の緩和」が適用される記載がありますが、公募対象公園施設が高い開放性を有する建築物の場合、同一建物において建蔽率の緩和（4%+10%+10%=24%）の緩和を適用することは可能でしょうか。	京都市では、京都市都市公園条例第1条の3各項において、都市公園法第4条第1項及び同法施行令第6条の規定を踏まえ、建ぺい率の緩和について定めています。ここで記載のとおり、公募対象公園施設について上乗せされた建ぺい率に、高い開放性を有する建築物に係る建ぺい率をさらに上乗せすることはできません。ただし、公募対象公園施設が、令第6条第1項第1号に規定する休養施設等に該当する場合は、休養施設等について上乗せされた建ぺい率に、高い開放性を有する建築物に係る建ぺい率をさらに上乗せすることは可能です。 もしくは、公募対象公園施設とは別に、休養施設等を設置する場合は、休養施設等について上乗せされた建ぺい率に、高い開放性を有する建築物に係る建ぺい率をさらに上乗せすることは可能です。
4	公募設置等指針 p.4-5,15 参考資料8	「本市が整備を行う施設」の費用負担について、「本市が一部負担する費用の上限」に含まれるものは、参考資料8の通り、維持管理・保険についての費用のみという認識でよいか。	公募設置等指針p.5事業に係る費用負担表の記載の通り、本市は「本市が整備を行う施設」施設の維持管理・修繕、光熱水費、保険等を含めた運営に係る費用の一部を負担するものとします。
5	公募設置等指針 p.4-5,15 参考資料8	「特定公園施設」「本市が整備を行う施設」の費用負担に関して、光熱水費の契約者は貴市でよいか。その際の費用負担は貴市でよいか。	「特定公園施設」、「本市が整備を行う施設」の管理運営を認定計画提出が担う場合、光熱水費の契約者は認定計画提出者となります。また、その場合の「本市が整備を行う施設」に係る光熱水費については、「本市が一部負担する費用の上限」の範囲で本市が一部負担するものとなります。
6	公募設置等指針 p.15,30	「本市が整備を行う施設」を含む施設の管理運営を提案・負担することができるかとあるが、管理者となった場合でも、リスク負担はリスク負担表の通りでよいか。	本事業の整備・管理運営における主なリスク負担については、公募等設置指針p.30のリスク分担表の記載を基本とします。